

本 質 疑 議



議会の様子は「YouTube」で
配信されています。

質問者 高田 和幸

【議案第34号について】P.2参照

問 条例第16条に利用料金の減免規定があるが、減免できる場合はどのような想定をしているか

答 減免ができる場合の想定としては、今後起こりうる災害等を想定しており、災害有事の事象規模に応じた減免規定を定めることができるとするものです。

問 同条第2項で「必要に応じて」と加えられているが、この言葉を加えた意味は

答 想定される災害等の事象に響く範囲が多岐にわたり、事前に全ての状況を網羅した詳細な減免規定を定めることは、現実的に困難であるため、このような表記としています。

問 通常、減免規定がある場合、市民への公平性を確保するうえで、規定は事前に定めておくべきものである。公布日までに、基準は定めるのか

答 具体的な減免率や対象の詳細を定めることは現時点では困難であるため、減免の対象となりうる基本的な考え方を基準表として、公布日までに準備できるように進めております。



議会の様子は「YouTube」で
配信されています。

令和8年6月16日に委員会を開催し、「御前崎市中学校部活動の地域展開について」及び「御前崎市下水道事業経営戦略について」担当部課長から報告を受け、次のとおり意見書を提出しました。



意 見 書

令和8年6月30日

御前崎市長 下村 勝 様

御前崎市文教厚生委員会 委員長 河原崎 恵士

文教厚生委員会における意見について

記

報告事項1 御前崎市中学校部活動の地域展開について（教育部）

中学校部活動の地域展開については、本市においても、未来を担う子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術に親しむことができるよう、持続可能な活動体制の構築が求められている。

については、送迎等による保護者の負担軽減を図るとともに、施設利用の円滑化及び施設使用料の柔軟な運用に努めることを求める。また、適正な指導者の確保及び教育・育成を推進するとともに、国が示す期限を見据え、全庁的な連携のもと、計画的かつ円滑な地域展開を推進するよう求める。

報告事項2 御前崎市下水道事業経営戦略について（市民生活部）

合併処理浄化槽の設置促進及び既存施設の更新を含む生活排水処理全般の今後の方向性について、早急に方針を示すよう求める。